

電子申請において、盛土規制法の申請に関するファイルかを判別するために以下のルールにおいて、電子データを作成して、フォーム等に入力してください。

①電子ファイル名の指定

②データ容量制限に伴うフォーム及びクラウドシステムの入力方法

電子データの作成方法等について

- ①電子申請にあたりフォーム等に入力する電子データのファイル名について、以下のルールにより電子ファイル名を設定し、フォーム等に入力してください。

「西暦（下2桁）+申請日+申請者名 + 「_」 + 申請内容番号 + 「_」 + 申請市町村 + 「_」 + 申請書類番号 + 「_」 + 申請書類名称」

（例：岐阜太郎が2025年（令和7年）4月1日に大垣市に行う事業で土地の形質変更で区域指定の際に既に行われている工事に関する届出（申請内容番号：51）する際に

「1. 届出書」のファイルを登録する場合

→250401岐阜太郎_51_大垣市_1_届出書）

<申請内容番号>

「区域指定時の届出」（番号：5）+ 「土地の形質変更」（番号：1）⇒51

「区域指定時の届出」（番号：5）+ 「土石の堆積」（番号：2）⇒52

フォーム内において、電子ファイルを入力する項目ごとにファイル名の例示を示しております。

[システム画面]

(1) 完了検査等申請書 [様式第九]

ファイル名：西暦（下2桁）+申請日+申請者名+「_」+申請内容番号+「_」+申請市町村+「_」+申請書類番号+「_」+申請書類名称 例：岐阜太郎が2025年（令和7年）4月1日に大垣市に行う事業の場合 →250401岐阜太郎_91_大垣市_1_完了検査等申請書

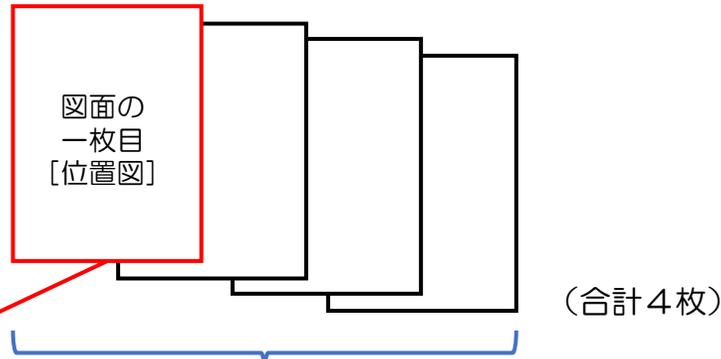


電子データの作成方法等について

②LOGOフォームのシステムの関係上、電子ファイルは一項目あたり10MBまでのデータの容量制限がございます。

- 容量制限で電子ファイルが入力できない場合は、LOGOフォームに一枚目のみの電子ファイルを入力し、クラウドシステムにその項目における一枚目を含めたファイルの一式を入力してください。

〔例：2. 図面の場合〕



○申請フォーム

○クラウドシステム

電子データの作成方法等について

○クラウドシステムについて

- LOGOフォームのメールアドレス登録において、登録した後の自動メールの下部にクラウドシステムへのURLがございます。
- 複数の電子ファイルをクラウドにシステム入力する際は、ZIPファイルに圧縮して1つのファイルにまとめてから入力をお願いします。（圧縮後のファイル名は、1番上のファイル名としてください。）

メールアドレス登録（自動メール）

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。
※お手続きはまだ完了していません。本文をお読みの上、お手続きを続けてください。

お客様のメールアドレス認証が完了しました。
引き続き、以下のURLにアクセスしてフォームへの回答をお願いします。

[https://logoform.jp/f/x76nW/2837763?
key=b46087a063e6df809b9c412e9154bba9cc18ab0b3a5dce47e8ffcc20193389d&auth=S28NAOuSKUMSq84JbzF1hQEKF1b](https://logoform.jp/f/x76nW/2837763?key=b46087a063e6df809b9c412e9154bba9cc18ab0b3a5dce47e8ffcc20193389d&auth=S28NAOuSKUMSq84JbzF1hQEKF1b)

※お手続きURLの有効期限は24時間です。
有効期限が切れた場合はお手数ですが、再度メール認証からやり直していただきますようお願いいたします。

盛土規制法の許可申請は、上記のフォームより入力ください。
申請書の容量が不足する場合は、下記のフォームより入力ください。

URL（建築指導課）：（でき次第公表します）

クラウドシステムのURLになります。

こちらのアドレスをクリックし、
申請を再開してください。

クラウドシステム〔画面〕

ファイルの送信

ファイルのアップロード



ファイルを選択

送信

ア) 「ファイルを選択」をクリックして
電子ファイルを入力してください。

イ) 登録完了後、「送信」をクリックしてください。

システムでの申請の注意点等について

○届出の注意点等

- 「申請状況」が「受付」以外になった場合（例えば、「審査開始」、「対応済み」等）は、審査が開始したと判断します。
- 届出後に届出者の都合による届出内容（入力された電子ファイルを含めて）の変更はできません。フォーム等での申請の際に注意してください。

[書類等の修正]

- 資料の補正指示や届出内容の修正等は、建築指導課から指示させていただくため、ご対応願います。

[申請時間]

- 4月 1日（火） ～ 8時29分 申請不可、 8時30分～ 申請可能

※申請開始時刻は目安であり、システム反映の時間により前後する可能性があります。